

## 春日井市創業事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、創業者の負担を軽減し、効果的な事業活動の展開を促進するため、市内の創業者が創業及び創業に伴う営業力強化のために支払った費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項第1号及び第2号に掲げる行為をいう。
- (2) 創業者 法第2条第29項第2号に掲げる個人及び同項第4号に掲げる会社をいう。
- (3) 認定特定創業支援等事業 市が作成し、法第127条第1項の規定により認定を受けた認定創業支援等事業計画において、特定創業支援等事業として位置付けられている事業をいう。

### (対象者)

第3条 補助金の交付を申請できる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する創業者とする。

- (1) 市内に住所及び事業所を有し事業を行っている個人又は市内に本店を有する会社であること。
- (2) 認定特定創業支援等事業によるいずれか一の支援を受けたこと。
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 代表者及び従業者が春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が支払った経費で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 商業登記等官公庁への申請書類の作成及び提出に係る経費
- (2) 創業時に市内に事業所（不特定多数の利用者が想定される事業所として昭和56年5月31日以前に着工された建築物を使用する場合にあっては、現行の耐震基準を満たしているもの又は開設に伴う改修により満たすものに限る。）を開設するために要した工事費（建物の新築、増築又は改修に係る工事に要する費用をいい、居宅機能を有する建物に事業所を併設する場合にあっては、専ら事業の用に供する範囲の増築又は内装改修に係るものに限る。）
- (3) 継続する1年間に要した広報費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、創業事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、創業した日から5年を経過した日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業者が支払った補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 開業届の写し（個人が申請する場合に限る。）
- (3) 申請書を提出する日前3月以内に発行された登記事項証明書（会社が申請する場合に限る。）
- (4) 市税調査承諾書（第1号様式の2）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは創業事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは創業事業補助金交付申請却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、請求書（第4号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市創業事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、令和8年4月1日以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市創業助成事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市創業事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第6条関係）

創業事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

営 業 場 所

氏名又は名称

及び代表者名

創業事業補助金の交付を受けたいので、春日井市創業事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 確認事項

次の記載事項を確認の上、□にレ印を付けて下さい。

- 本申請に関する事業を開始する以前に事業を営んでいた実績はありません。
- 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではありません。
- 事業活動、事業所の設置等に係る各種関係法令違反はありません。

昭和56年5月31日以前に着工された建物を、不特定多数の利用者が利用する事業所とする場合。

- 事業所として使用する建物は、建築基準法に定める耐震基準を満たしています。
- 該当しません。

第1号様式の2（第6条関係）

年 月 日

((宛先) 春日井市長

住 所

(所在地)

申 請 者 氏 名

(名称及び代表者名)

市税調査承諾書

春日井市創業事業補助金の申請に当たり、春日井市が、申請者の市税の課税及び納税の状況を調査することを承諾します。

備考

- 1 個人事業主の場合は、氏名を自署すること  
本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・その他 )
- 2 法人の場合は、住所・営業場所・法人名・代表者名を記入し、社印又は代表者印を押印すること

第2号様式（第7条関係）

創業事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった創業事業補助金については、春日井市創業事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定する。

交付決定金額 金 円

第3号様式（第7条関係）

創業事業補助金交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった創業事業補助金については、春日井市創業事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の理由により補助金を交付しないことに決定する。

（理由）

第4号様式（第8条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
営 業 場 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました春日井市創業事業補助金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込先

振込先			
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			